

排水設備確認申請注意事項

(取手地方広域下水道組合)

1 排水設備確認申請・工事の流れ

- ① 供用開始された区域であるか、公共ますが設置されているか確認。
- ② 排水設備計画確認(変更)申請書2通 (1部はコピー可) 及び添付書類2通 (位置図・平面図等) の提出。公共ますがない場合、設置申請も提出。(同時で可)。
※提出後、確認手続きに約1週間かかるため、1週間前に提出すること。
※除害施設がある場合、一緒に申請すること。
- ③ 申請書返却。(確認後、当組合から電話連絡)
※返却時、確認手数料300円(除害確認手数料300円)納入。
※申請内容に大幅な変更(排水経路の変更)が生じる場合は、必ず変更申請書と変更図面及び変更理由書(任意)を速やかに提出し、当組合の確認を得たうえで施工してください。
- ④ 排水設備工事着手
※工事が中止になった場合は、書面(任意様式)により提出すること。
- ⑤ 工事完了の届出は、工事完了後5日以内に、組合より返却された申請書原本に工事着手日、工事完了日、完了届日、精算を記入し、完了平面図、開始届を各2通添付して提出してください。
※届出時、検査手数料500円(除害検査手数料500円)納入
- ⑥ 現場検査(完了届提出後1~2週間程。当組合から電話連絡あり。)
※急ぎの場合は、その都度調整する。
- ⑦ 検査合格後、検査調書作成。

2 排水設備工事の確認申請についての注意点

(1) 営業活動について

- ① 供用開始された区域であるかを事前に確認すること。 (排水窓口課で確認)
※前面に下水道管が入っていても供用開始されていない場合、事務手続きが異なる場合がある。
- ② 新たに供用開始する土地については、事前に告示されていることを確認のこと。
※供用開始告示前の営業は厳に自粛すること。

(2) 契約（見積り）

- ① 見積りは、無償で行い、現地を十分に確認すること。
- ② 排水設備基準に適合した内容で積算し、価格を下げるために基準外で見積もらないこと。
- ③ 契約前に、他社と契約していないか申請者に確認すること。
- ④ トラブル防止のため、申請者に内容を良く説明し、書面で行うこと。
※特に高齢者や下水道の知識が無い市民に対しては慎重に取り扱うこと。
- ⑤ 同一敷地内に、複数の建物がある場合、全ての建物に係る排水を申請すること。
(原則、一部の排水設備申請は不可)
※外流し(受け皿等)についても確認すること。
- ⑥ 店舗その他工場等については、特定事業場以外でも、除害施設設置の必要があるか確認すること。
- ⑦ 特定事業場の場合、工事着手 60 日前に申請が必要。
- ⑧ 市民宅へ戸別訪問し、契約（訪問して見積後の契約も同様）する場合、申込書または契約書内に赤字の中に赤字（8ポイント以上）でクーリングオフ制度の記載が必要であり、記載が無い場合、法律違反となる。

(3) 既存管の利用について

- ① 環境への配慮及び費用負担減のため、申請により既存管の利用を可能とする。
※ただし、雨水の流入がないこと、既存管に滞水がなく維持管理上問題ないことを確認すること。
- ② 工事完了後 1 年以内の故障については、無償で行うこと。
- ③ 既存排水設備使用申請書（任意様式、別紙参照）を提出すること。

(4) 他人の土地又は排水設備を使用する場合

他人の土地又は、排水設備を使用して排水する場合、トラブル回避のため、土地所有者・排水設備所有者の同意書を提出すること。

(5) 公共ますについて

- ① 公共ますがない場合は、公共ます設置申請を行うこと。
- ② コンクリート製から塩ビ製へ変更する場合、又は撤去する場合には、公共ます変更協議書を提出すること。（材料は組合より支給）

(6) 設計の注意点及び図面の書き方について

- ①既存管及び既存ますは、点線等で表記し、新設同様に情報（ます深・勾配・延長等）を記入すること。
- ②現場状況により排水設備基準以外で施工しなければならない場合には、理由を書面で提出すること。
- ③浄化槽箇所も図面に記入すること。
- ④建物上階から排水がある場合は、簡略な配置図及び経路を記入すること。
- ⑤同一敷地内に車庫や物置等の構造物がある場合には、簡単に配置を書き、「排水無し」と表記すること。
- ⑥敷地内で地盤高が変わる場合は、公共ますを0とし、GL±表示をすること。
- ⑦図面は、A4 又は A3 で統一すること。
- ⑧トイレについては、起点以外は段差付柵を使用し、深さも2段表記すること。
例) φ150×H450 - H480
- ⑨外流しは、深さ150mm以上の泥溜ますを設置し、汚水接続すること。また、ます径、ます深、管底高を表記すること。
例) φ300×H450 - H300
※ただし、受け皿がなく、立水栓のみで散水用の場合、接続不要。
※受け皿を取り外して立水栓のみとする場合は、排水口にキャップ(栓)を取り付け閉塞すること。
※現場検査時に一時的に受け皿を取り外す等の対応はしないこと。
発覚したときは、検査不合格となり追加工事をお願いする場合があります。
- ⑩泥溜ますは、維持管理のため、必要以上に深くしないこと。また、汚水が溜ますに逆流しないよう留意すること（ドロップます又は段差ますを使用する等）。
- ⑪エコキュート等の貯湯タンクのドレン排水は、汚水接続となるので、注意・確認すること。
※エコジョーズ及びエネファーム等、ガス燃焼由来による部分の排水については、雨水接続可能であるが、公共用水域の影響を勘案し、汚水接続を推奨。
- ⑫受水槽の排水は、汚水接続すること。
- ⑬申請書提出前に必ず主任技術者が申請内容を確認し、必ず当組合の確認を受けてから施工すること。
- ⑭工事が中止になった場合は、書面（任意様式）にて提出すること。

(7) 工事完了及び検査について

- ①完了の届出は、工事完了後、5日以内に提出すること。
- ②工事が未完了でも使用開始する場合は、速やかに開始届を提出すること。
- ③完了検査日時は、必ず施主に伝えること（施主了解の上で留守でも検査可）。

- ④検査立会いは、現場内容を理解し対応ができる主任技術者が行うこと。
- ⑤自己都合等（外構工事と重なった場合等）で検査立会いが難しくなった場合には、必ず当組合に連絡すること。
- ⑥検査の指摘で図面修正等があった場合は、速やかに提出すること。
- ⑦検査の指摘で合格にいたらなかった場合には、速やかに補修し、当組合に連絡後、再検査を受けること。

3 その他の注意点

浄化槽からの切替えの場合、必ず浄化槽廃止届を提出すること。

・提出先 取手市：環境対策課、つくばみらい市：上下水道課

・提出部数 3部提出

※浄化槽廃止届の提出がされないと、茨城県県南県民センターからお客様宅に浄化槽点検等の案内通知が郵送されますので必ず提出をすること。